

## 常滑市土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更に関する指導基準

常滑市土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更に関する指導要綱第3条第1項に規定する指導基準は、法令に定めのあるもののほか次の通りとする。

### 第1 立地条件に関する事項

農用区域、保安林、災害防止のために保全すべき土地、自然環境を保全すべき土地等として関係法令において開発が不適当とされる土地、その他市長が指定した地域において行われるものでないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

### 第2 事業計画の内容に関する事項

#### 1 計画基準

- (1) 採取又は採掘の跡地は、原則として埋戻すとともに周辺の自然環境並びに景観と調和した植生の回復を図るための積極的な緑化及び法面の安定保護のための措置を速やかに行うものであること。
- (2) 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地域等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
- (3) 採取、採掘又は埋戻し中における汚濁水の流出防止、土壌汚染の防止、騒音、振動の発生防止、土石の運搬に伴う粉じんの発生防止等公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- (4) 土砂の流出防止、採取地又は採掘地の崩壊防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- (5) 現在又は将来の公共用施設に支障をきたす恐れがないものであること。
- (6) 開発行為に伴う雨水の流出抑制対策について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- (7) 安全で円滑な交通を確保するために必要な措置が講ぜられるものであること。
- (8) その他安全で良好な地域環境の確保、周辺に対する影響等に十分配慮されているものであること。

#### 2 技術基準

##### (1) 道路

(ア) 道路の幅員は開発等の行為目的、規模、その他周辺の道路状況により有効幅員4m以上としなければならない。

(従前の道路で4m未満のものが含まれる場合は、有効幅員4m以上に復元するものとする。)

(イ) 道路は砂利敷をし、安全かつ円滑で交通に支障を及ぼさないこと。(舗装道路は現況の構造同等以上で復旧するものとする。)

(ウ) 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その

他適当な施設が設けられていること。

(エ) 道路の縦断勾配は9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができるが階段状でないこと。

(オ) 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは、当該道路と他の道路との接続が予定されている場合はこの限りでない。

(2) 排水施設

(ア) 計画排水量

排水施設の流出量の算定方法については、分流式にて1/30以上の確率規模で、次に掲げる式によるものとする。

$$Q = \frac{1}{360} I \cdot C \cdot A$$

Q = 洪水流出量 (  $\text{m}^3/\text{sec}$  )

I = 降雨強度 (  $\text{mm}/\text{hr}$  )

C = 流出係数      平地 0.6 ~ 0.85  
                         山地 1.0

A = 集水面積 ( ha )

降雨強度は次式を標準とする。

$$I = \frac{930}{\sqrt{t} + 3.30}$$

t = 流達時間

(イ) 流下能力の算定

排水施設の流下能力の算定は等流の範囲において、マンニングの平均流速公式を使用するものとする。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

Q = 流量 (  $\text{m}^3/\text{sec}$  )

A = 水路断面 (  $\text{m}^2$  )

V = 平均流速 (  $\text{m}/\text{sec}$  )

R = 径深  $\frac{A}{P}$  ( m )

I = 水路勾配

n = 粗度係数

(ウ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は20センチメートル以上であること。

(エ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

- ア 管渠の始まる箇所
- イ 流路の方向、勾配又は横断が著しく変化する箇所
- ウ 管渠の長さが30m～50m以内の箇所
- エ ます又はマンホールの底には深さ15cm以上のどろだめが設けられていること。

(オ) 放流する流末水路、下水、河川が当該開発等の行為により出水の被害のおそれがある場合、それぞれの管理者と協議のうえ事業者において改修すること。この場合、改修する断面は開発等の行為による増加分のみでなく、その水路、下水河川の流域全体の流出量に必要なものとする。ただし、改修が困難な場合、又は、これにより難しいときは流出調整池の設置等必要な措置を講ずるものとする。

### (3) がけ面の保護

(ア) 切土をした土地の部分に生ずる高さ2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえるがけ、又は、切土と盛土と同時にした土地の部分に生じる高さが2mをこえるがけ面は擁壁でおおわなければならない。ただし、開発等の行為の目的及び周辺の状況並びに土地の用途等を勘案し特に必要がないと認められる場合はこの限りでない。

(イ) 開発等の行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き勾配を切土は1：1.5以上、盛土は1：2.0以上と垂直距離5mに1ヶ所以上の小段を設け、石張、芝張、モルタル及び種子吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

### (4) 工事中の災害防止

(ア) 工事中にあつては、表層が安定していない為に予期せぬ表面侵食や地下水浸透の為に著しい土砂流出、あるいは地盤を崩壊の生ずる可能性があり雨水の処理には、慎重を期す必要がある水路の断面は、素掘程度の仮設工事であるので十分余裕をもつて行うこと。

(イ) 土砂の採掘、埋立中、集中豪雨、その他の原因で土砂が附近に流出しないよう沈砂池、土俵積、土盛堤、柵等の仮設工事を行い、完了後も土砂の流出のおそれがある場合は擁壁、堰堤、その他に代り得る施設を築造し、土砂の流出に対処すること。

### (5) 交通安全施設及び保安対策

(ア) 開発等地区内の道路通行の安全に必要と認められる場合には、防護柵（ガードレール、ガードロープ、フェンス等）標識板、その他安全施設を設けること。

(イ) 採掘、埋立、場内には一般の立ち入りを禁止させ、周囲には有刺鉄線柵、トタン塀、板塀等により危険防止をするとともに立ち

入り禁止標識を立てること。

(6) 文化財に関する事項

(ア) 埋蔵文化財を発見した場合は、工事を中止して教育委員会に届け出をし、その取扱について協議しなければならない。

(7) 公害に関する事項

(ア) 開発等の行為者は、公害の発生を防止するため、発生のおそれがある場所については、速やかに公害防止計画書を市長に提出しなければならない。

(8) その他

(ア) 民地、公共用施設の境界は5 c m角以上のコンクリート杭で明示しなければならない。

第3 その他、合理的な土地利用と保全を図るために必要と認められる事項

- 1 地元の意向を十分尊重したものであること。
- 2 法令に基づく許認可等があつた後、速やかに事業に着手すること。
- 3 その他、法令に基づく許認可の基準に適合するものであること。

## 参 考

指導要綱第2条第3項に規定する法令は、下記に掲げるものとする。

- 1 都市計画法
- 2 宅地造成等規制法
- 3 海岸法
- 4 河川法
- 5 森林法
- 6 地すべり等防止法
- 7 土地改良法
- 8 文化財保護法
- 9 道路法
- 10 土地区画整理法
- 11 自然公園法
- 12 砂利採取法
- 13 下水道法
- 14 都市公園法
- 15 農業振興地域の整備に関する法
- 16 自然環境保全法
- 17 砂防法
- 18 鉱業法
- 19 水道法
- 20 その他、記載していない法令については、協議するものとする。

土地開発等の行為協議申出書の提出にあたり指導する事項

開発行為の名称	開発行為の目的	工事手法
①農地改良工事	農地改良	土所埋立による
		土砂採取による
		土砂入替による
②農地造成工事	農地造成	土所埋立による
		土砂採取による
		土砂入替による
③土地造成工事	駐車場 資材置場 その他	土所埋立による
		土砂採取による
		土砂入替による
④土砂採取工事	粘土採取 陶土採取 山砂採取 土砂採取	